

## 市営潟山団地の入居者を募集します

潟山団地は、住宅に困窮する定められた所得額以下の方に生活していただくため、国の補助金と市の負担で建設される公共賃貸住宅です。申込みには、法律等によりさまざまな資格や条件がありますので、下記の事項等を確認の上、申し込んでください。



- **申込みについて**
- **申込期間** 12月9日(月)～26日(木)
- **公開抽選日** 1月10日(金) 午後1時30分～ 市役所本館2階会議室
- **入居説明会** 公開抽選終了後 入居予定日 4月上旬
- **申込資格**
- ・ 現在住宅に困っていることが明らかかな方(申込者及び同居者に共有名義を含む持ち家がいないこと。また市営住宅に入居している方も申込みできません)
- ・ 現に同居し、または同居しようとする親族がある方(単身での申込みは条件がありません)
- ・ 申込者及び同居親族の合計所得月額が158,000円以下であること(裁量世帯は214,000円以下)
- ・ 市税等を滞納していない方
- ・ 申込者及び同居しようとする親族が暴力団員でない方

物件情報	
■所在地	枕崎市岩崎町83番地(桜山校区)
■構造	木造2階建
■募集戸数	4戸(3DKタイプ)
■家賃(予定)	25,700円～50,500円
※家賃は入居者(同居者を含む)の収入により変わります。	
■敷金	家賃の3カ月分
■共益費	1,000円程度(団地の入居者で決定)
■駐車場	各戸1台

■ **申込み・問合せ** 建設課 建築係 TEL72-1111(内線326・336)

## 青少年の深夜徘徊は危険

青少年の深夜徘徊は、喫煙、飲酒、薬物乱用等の非行の原因につながり、不純異性交遊や恐喝、暴行など犯罪被害に遭う危険性があります。鹿児島県青少年保護育成条例(以下、条例)第6条では、深夜外出について次のことを定めています。

- ・ 保護者は特別な理由がある場合を除いて、深夜(午後11時～翌日午前4時)に青少年のみで外出させないよう努めなければなりません。
- ・ 大人は深夜に青少年が保護者の同意を得ないで外出しているときは、早く帰宅するように指導しなければなりません。
- ・ 保護者の同意を得ないで、深夜に青少年を連れ出し、同伴し、またはとどめてはいけません。
- ・ 保護者の同意を得ずに青少年を深夜に連れ出し等した場合は、10万円以下の罰金または科料に処されます。

- **社会全体で取り組みを事業者の皆さんへ**
- 深夜(午後11時～翌日午前4時)に、その営業する場所に青少年を立ち入らせてはいけません(条例第7条)。
- **保護者の皆さんへ**
- 保護者同伴でも青少年は興行場等(映画館、演劇場、個室等の形態を有したカラオケボックス、インターネットカフェ等)に深夜の立ち入りは出来ません。
- 子どもを連れての度重なる深夜外出は、十分な睡眠がとれないなど生活のリズムが不規則になり、結果的にさまざまな心身の不調を引き起こすおそれがあります。

- **市青少年育成センターの取り組み**
- 市青少年育成センターでは、社会教育指導員が毎月4回程度市内の各学校周囲の巡回活動を行っています。その際、公園等も巡回しています。その際、公園等の吸い殻や空き缶等のポイ捨てが無くなり状態です。子どもたちに良い環境を作りましょう。
- **問合せ** 青少年育成センター(市民会館内) TEL72-2221

## 指定外来動植物と規制地域

動植物の名称	規制地域
インドクジャク	県内全域
アフリカツメガエル	
グリーンソードテール	
アメリカハマグルマ(ミツバハマグルマ)	
ホテアオイ(ウォーターヒヤシンス)	
ムラサキカッコウアザミ(オオカッコウアザミ)	
キュウシュウジカ	西之表市(同市馬毛島の区域を除く。)、奄美市、鹿児島郡、熊毛郡及び大島郡の区域
イノシシ ※リュウキュウイノシシを除く。	西之表市、奄美市、鹿児島郡、熊毛郡及び大島群の区域
ニホンイタチ	
ホンドタヌキ	
ニホンスッポン	県内の区域のうち、奄美市及び大島群を除く区域
コイ	
オキナワキノボリトカゲ	奄美市及び大島郡の区域
ポトス(オウゴンカズラ)	

### 指定外来動植物 県の条例に基づき「指定外来動植物(14種)」が指定

貴重な動植物が多く存在するかごしまの豊かな自然環境について、近年、外来動植物による生態系への影響が危惧されています。今回、県の条例に基づき「指定外来動植物」に14種の動植物が指定され、令和2年2月1日より施行されます。

### 放出等の禁止

指定外来動植物は、規制地域内において、施設外に放出等放出・植栽・は種をしてはなりません。

- **指定外来動植物の取り扱い**
- 指定外来動植物の飼養等(飼養・栽培・保管・運搬をする場合は、逸走・逸出しなど適切な施設(適合飼養等施設)に収容しなければなりません)。
- **販売に当たっての説明**
- 指定外来動植物の販売をする場合は、購入者に対し、指定外来動植物であること及び飼養等に関する義務などの説明を行わなければなりません。
- **指定外来動植物の取り扱い等に関するお問い合わせ**
- は、県庁自然保護課まで(099-286-2616)。
- お電話いただくか、県のホームページをご覧ください。
- ※条例の規定に違反する行為が確認された場合、行為の中止や必要な正措置などの勧告、公表の対象となる場合があります。
- **問合せ** 市民生活課環境整備係 TEL72-1111(内線325)

### 橋梁補修工事に伴う通行止めについて

枕崎市消防署から火之神方面に向かう市道中塩屋線の馬追川に架かる馬追橋の橋梁補修工事に伴い、下記の期間市道の一部が車両通行止めになります。市民の皆さんにはご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

- **通行止め期間** 12月中旬頃～2月まで(予定)
- **規制時間** 8:00～17:00
- **問合せ** 建設課土木係 TEL72-1111(内線234)